令和元年７月２３日

# 機構債券発行に係る主幹事証券会社選定に関する公募

１．公募に付する事項
　第４回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券発行に係る主幹事証券会社

２．業務概要
　令和元年度に発行する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券に係る引受並びに募集の取扱い

３．公募に参加するために必要な資格
（１）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
（２）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の措置を受けていない者であること。
（３）応募の時点で法令に基づく債券に係る業務の停止処分その他これに準ずる処分を受けていないこと。
（４）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）」で規定する暴力団員、暴力団員が実質的に経営に関与している者、不当な利益を得るために暴力団員を利用した者、及び暴力団員に資金提供等を行うなど暴力団の維持運営に関与している者でないこと。
（５）平成 28 年度から平成 30 年度の各年度において、財投機関債の主幹事証券会社としての引受実績又は政府保証債（国内）の引受実績があること。

４．機構債券発行に関する提案書（以下「提案書」）、提案内容に対する引受手数料参考見積書（以下「参考見積書」）等の提出方法及び提出期限

　別紙１の公募要領に基づき提案書等を作成の上、令和元年８月 26（月）17 時 00 分までに提案書　紙媒体 10 部、電子媒体１部（CD-ROM 又はメールのいずれかにより提出）及び参考見積書１部を下記提出先へ郵送又は持参すること。また、別紙２に定めた評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等がある場合には、その写し１部を併せて郵送又は持参すること。（郵送の場合も、令和元年８月 26 日（月）17 時 00 分必着）

５．債券の発行規模等
　名　　称：第４回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券
　債券の種類：５年債（満期一括償還）
　債券発行額：62 億３千万円
　発行予定月：令和２年２月頃
　※ 上記債券の発行については現時点での予定であり、今後の資金需要等により債券発行額及び発行予定月を変更することがある。

６．主幹事証券会社選定方法等
　別紙１の「公募要領」及び別紙２の「『機構債券発行に関する提案書』評価基準」に基づき、主幹事証券会社を選定する。

７．その他
　本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

【本件担当、連絡先及び提案書等の提出先】
〒101-0003
東京都千代田区一ツ橋二丁目１番２号　学術総合センター10 階
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
大学連携・支援部国立大学施設支援課
（担　当）布　施（ふせ）、田　中（たなか）
（電　話）03 - 4212 - 6121　　（ＦＡＸ）03 - 4212 - 6400
（E-mail）shikin@niad.ac.jp　（ＵＲＬ）https://www.niad.ac.jp

# 公 募 要 領

１．公募に付する事項
第４回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券発行に係る主幹事証券会社

２．業務概要
令和元年度に発行する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券に係る引受並びに募集の取扱い

３．債券の概要等
名　　称：第４回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券
債券の種類：５年債（満期一括償還）
債券発行額：62 億３千万円
発行予定月：令和２年２月頃
主幹事証券会社の構成：事務主幹事会社と主幹事会社の２者共同主幹事
※ 上記債券の発行については現時点での予定であり、今後の資金需要等により債券発行額及び発行予定月を変更することがある。

４．提出書類
① 提案書
② 提案内容に対する引受手数料参考見積書
③ 評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等がある場合は、その写し

５．機構債券発行に関する提案書（以下「提案書」）、提案内容に対する引受手数料参考見積書（以下「参考見積書」）等の提出方法及び提出期限等

（１） 提案書及び参考見積書等の提出場所並びに問い合わせ先
〒101-0003
東京都千代田区一ツ橋二丁目１番２号　学術総合センター10 階
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
大学連携・支援部国立大学施設支援課
担　当 ： 布　施（ふせ）、田　中（たなか）
電　話 ： 03－4212－6121　　ＦＡＸ ： 03－4212－6400
E-mail ： shikin@niad.ac.jp　　ＵＲＬ ： https://www.niad.ac.jp

（２） 提案書及び参考見積書等の提出方法
① 紙媒体は用紙サイズをＡ４縦版、横書きとする。
② 紙媒体と同じデータを電子媒体により提出。（CD-ROM 又はメールのいずれかにより提出）
③ 提案書の様式は別添のとおりとする。
④ 引受手数料の参考見積金額については提案書上に記載せず、任意様式にて作成し、代表者印を押印すること。
⑤ 提出方法は、提案書（紙媒体 10 部、電子媒体１部）及び参考見積書（紙媒体１部）を郵送又は持参すること。また、別紙２に定めた評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等がある場合には、その写し（紙媒体１部）を併せて郵送又は持参すること。
○ 郵送による場合
・簡易書留、宅配便等発送記録の追跡が可能な方法で送付すること。
○ 持参による場合
・受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）
⑥その他
・提案書及び参考見積書は、日本語及び日本国通貨で記載すること。
・提案書は、両面印刷で 10 ページ以内とすること。

（３）　提案書等の提出期限等

提出期限　：　令和元年８月 26 日（月）17 時 00 分必着

提 出 先　：　上記（1）に示す場所

（４）　その他

提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず提案者の負担とする。

なお、提出された提案書等については返却せず、機構は他の用途に使用しないものとする。

６．プレゼンテーションの実施

（１）　開催日時

令和元年９月９日（月）

実施時間及び場所については、提案書等の提出締切後、別途通知する。

所要時間は、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

（２）　開催場所

提案書等の提出先に同じ

（３）　その他

①　提案者の出席人数は、５名程度とする。

②　プレゼンテーションに使用する資料は、提案書とする。当日はパソコン、プロジェクター等の機材は使用不可とする。

③　他の提案者のプレゼンテーションの傍聴は不可とする。

７．選定方法等

（１）　選定及び契約

①　提案書及びプレゼンテーションの内容について、機構が定める評価基準に基づき評価した結果、得られた数値が最も高い者及び次順位の者であって、機構の定める予定価格の範囲内で見積書を提出した者を契約予定者として選定する。なお、最も評価の高い契約予定者を事務主幹事証券会社、次順位の契約予定者を主幹事証券会社とする。

②　機構は、選定した契約予定者と契約に至らなかった場合には、提案書の評価結果が次順位の者であって、機構の定める予定価格の範囲内で見積書を提出した者を契約予定者として選定するものとする。

（２）　評価基準

別紙２に定めた評価基準のとおり。

（３）　選定結果の通知

選定結果は、選定終了後、全ての提案者に文書で通知する。

８．契約書の要否

契約書は作成する。

９．スケジュール

① 公募公告　：令和元年７月 23 日（火）

② 提案書等の提出期限　：令和元年８月 26 日（月）

③ 書面審査の実施　：令和元年８月 27 日（火）～令和元年９月９日（月）

④ プレゼンテーションの実施　：令和元年９月９日（月）

⑤ 選定結果の通知　：令和元年９月上旬頃

⑥ 契約締結　：令和２年２月頃

10．その他

業務実施にあたっては、契約書及び提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

別紙２

# 「機構債券発行に関する提案書」評価基準

〔評価項目〕

１　販売戦略
　① 想定投資家層の提案が適切なものであること。
　② 想定スプレッド又は絶対値並びにその算出根拠が適切なものであること。
　③ その他の販売に影響を与える提案が、販売戦略に資するものとなっていること。

２　ＩＲ活動（ＩＲ資料及び債券内容説明書の作成を含む）についての基本的な考え方や具体的な活動方法が適切なものであること。

３　起債に係る提案者内関連部署における役割分担や機構における起債業務のサポート体制が適切なものであること。

４　合理的且つ適切な起債スケジュールが考慮されていること。

５　債券発行に係る発行者のコスト削減に向けての提案が適切なものであること。

６　その他の提案事項が適切な起債に資するものとなっていること。

７　提案内容に対し、参考見積価格が妥当なものとなっていること。

８　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有していること。

〔評価基準〕

下記の評価項目について、次の評価基準による５段階評価とする。
当該提案者の得点は、債券委員会の各委員が各々評価した得点を集計した数値とする。

<table>
<tr><td rowspan="2">評価項目</td><td rowspan="2">得　点<br>満点：<br>135 点</td><td colspan="5">評　価　基　準</td></tr>
<tr><td>大 変<br>優れている</td><td>優れている</td><td>普　通</td><td>や や<br>劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>１－①</td><td>２０</td><td>２０</td><td>１６</td><td>１２</td><td>８</td><td>４</td></tr>
<tr><td>１－②</td><td>２０</td><td>２０</td><td>１６</td><td>１２</td><td>８</td><td>４</td></tr>
<tr><td>１－③</td><td>１０</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td></tr>
<tr><td>２</td><td>２０</td><td>２０</td><td>１６</td><td>１２</td><td>８</td><td>４</td></tr>
<tr><td>３</td><td>１０</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td></tr>
<tr><td>４</td><td>１０</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td></tr>
<tr><td>５</td><td>１０</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td></tr>
<tr><td>６</td><td>１０</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td></tr>
<tr><td>７</td><td>２０</td><td>２０</td><td>１６</td><td>１２</td><td>８</td><td>４</td></tr>
<tr><td>８</td><td>５</td><td colspan="5">以下の（１）～（３）の認定等の中から、最も高い配点を得た項目の配点を評価する。<br>例）（1）が「認定段階3」、（2）が「くるみん認定」であれば、５点が配点となる。<br>（１）〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）<br>・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝３点<br>・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝４点<br>・認定段階３＝５点<br>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝１点<br>（２）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）<br>・くるみん認定（旧基準及び新基準）＝３点<br>・プラチナくるみん認定＝４点<br>（３）青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝４点<br>（４）上記に該当する認定等を有しない＝０点</td></tr>
</table>

別　添

令和　　年　　月　　日

# 機構債券発行に関する提案書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　殿

住　所：
会社名：
代表者役職・氏名：　　㊞

担当者連絡先
所　属：
氏　名：
ＴＥＬ：
E-mail：

１．会社の概要について

（１）名　称

（２）代表者氏名

（３）所 在 地　（本部及び担当部署）

（４）従業員数（平成31年3月31日現在）

・債券発行業務を担当する従業員：　　人

・その他の従業員：　　人

・合　計：　　人

（５）政府系債発行業務に従事する従業員数（平成31年3月31日現在）：　　人

・担当部署：

（６）下記のそれぞれに該当しないことを確認し、公募に参加する資格を満たす場合は、右欄に「○」印を付けてください。

| | |
|---|---|
| （１）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約規則第４条及び第５条の規程に該当しない者であること。 | |
| （２）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の措置を受けていない者であること。 | |
| （３）応募の時点で法令に基づく債券に係る業務の停止処分その他これに準ずる処分を受けていないこと。 | |
| （４）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）」で規定する暴力団員、暴力団員が実質的に経営に関与している者、不当な利益を得るために暴力団員を利用した者、及び暴力団員に資金提供等を行うなど暴力団の維持運営に関与している者でないこと。 | |

（７）平成 28 年度から平成 30 年度の各年度における財投機関債の主幹事就任件数及び金額
（主幹事は事務主幹事としての実績を分けて記載することとし、共同主幹事の場合は引受シェア按分の件数及び金額を記載してください。また、ABS（資産担保証券）は除いてください。）

（８）平成 28 年度から平成 30 年度の各年度における政府保証債（国内債）の引受件数及び金額

２．機構債券の起債について
（提案内容については各項目について焦点を絞り、具体的且つ明確に記述してください。）

（１）販売戦略に関し、次の①～③についてご記入ください。

① 対象となる想定投資家層

② 提案書提出期限の前日時点における想定スプレッド又は絶対値並びにその具体的な算出根拠、機構債券発行時点の想定スプレッド又は絶対値並びにその具体的な算出根拠

③ その他の販売戦略

（２）ＩＲ活動（ＩＲ資料及び債券内容説明書の作成を含む）についての基本的な考え方及び具体的な活動内容

（３）起債に係るサポート体制

（４）起債までのスケジュール

（５）発行に係るコスト削減に向けた提案

（６）その他参考となる提案事項

３．参考見積金額
引受手数料の参考見積金額については本提案書上には記載せず、別途参考見積書として代表者印を押印の上、ご提出ください。

**注意事項**
（１）提案書及び参考見積書は、日本語及び日本国通貨で記載してください。
（２）提案書は 10 ページ以内で両面印刷としてください。（パンフレット等を除く）

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約規則

平成１６年４月１日
規則第７０号
最終改正　平成２８年３月３１日

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　競争参加者の資格（第４条－第６条）
第３章　公告等及び競争（第７条－第１９条）
第４章　落札者の決定等（第２０条－第２３条）
第５章　指名競争契約（第２４条－第２６条）
第６章　随意契約（第２７条－第３１条）
第７章　契約の締結（第３２条－第３８条）
第８章　監督及び検査（第３９条－第４５条）
第９章　代価の納入及び支払（第４６条－第４７条）
第１０章　雑則（第４８条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構会計規則（平成１６年規則第６５号。以下「会計規則」という。）に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）における売買、賃貸借、請負その他の契約に関する必要な事項を定め、契約事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（準用規定）

第２条　機構における契約の一般的約定事項に関しては、会計規則及びこの規則に定めるもののほか、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令第２２号）を準用する。

（政府調達の取扱い）

第３条　政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 第２章　競争参加者の資格

（競争に参加させることができない者）

第４条　機構長は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規則第１７条に規定する競争に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第５条　機構長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第６条　一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加にかかるものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加にかかるものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ機構における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

２　前項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の１級上位若しくは２級上位又は１級下位若しくは２級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができる。

３　指名競争の参加競争者の資格については、前２項を準用するものとする。

## 第３章　公告等及び競争

（一般競争入札の公告）

第７条　機構長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

（一般競争入札について公告する事項）

第８条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　競争入札に付する事項

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す場所

四　競争執行の場所及び日時

五　入札保証金及び契約保証金に関する事項

六　その他必要と認める事項

（指名競争入札における指名通知）

第９条　機構長は、指名競争に付そうとするときは、第８条第１号及び第３号から第６号までに掲げる事項を、その指名する者に書面をもって通知しなければならない。

（入札保証金）

第１０条　機構長は、競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。

２　前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。

一　国債

二　地方債

三　政府保証債

四　小切手

五　郵便為替証書

六　郵便振替の支払証書

七　その他機構長が確実と認める担保

（入札保証金の免除）

第１１条　機構長は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の

全部又は一部を免除することができる。

一　競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二　第６条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

（予定価格の作成）

第１２条　機構長は、競争入札に付そうとする場合においては、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面により作成しなければならない。

２　前項に規定する書面は封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第１３条　予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札の執行）

第１４条　機構長は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）より提出させなければならない。

一　調達件名

二　入札金額

三　競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

四　代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

２　機構長は、あらかじめ入札説明書等において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

３　機構長は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者から代理委任状を提出させなければならない。

４　機構長は、競争参加者等に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れて密

封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

（開札）

第１５条　開札は、競争参加者等を立ち会わせて行わなければならない。

（入札場の入退場の制限）

第１６条　機構長は、競争参加者等及び入札執行事務に関係ある職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

２　機構長は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

（入札の延期又は廃止）

第１７条　機構長は、競争参加者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認められるときは、当該競争入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

（無効の入札書）

第１８条　次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

一　競争に参加する資格のない者の提出した入札書

二　調達件名及び入札金額のないもの

三　競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの

四　代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）

五　調達件名に重大な誤りがあるもの

六　入札金額の記載が不明確のもの

七　入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

八　その他入札に関する条件に違反した入札書

２　機構長は、競争参加者等には、前号各号の一に該当する入札書は、無効なものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。

（再度入札）

第１９条　機構長は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

## 第４章　落札者の決定等

（落札者の決定）

第２０条　機構長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

２　前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（最低価格の入札者を落札者としないことができる契約）

第２１条　会計規則第１９条第２項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号の一に該当する場合とする。

一　相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

二　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

（最低価格の入札者の調査）

第２２条　機構長は、競争入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、次の各号の一に該当することとなった場合は、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

一　工事の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額を下回る入札価格であった場合

二　製造その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接工事費及び直接労賃を下回る入札価格であった場合

三　請負契約で特別なものについては、第１号又は第２号の規定にかかわらず、競争入札ごとに２分の１から１０分の８までの範囲内の割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合

２　前項の調査の結果、履行されないおそれがあると認められたときは、次順位者を落札者とする。

（落札決定後の入札保証金の処理）

第２３条　入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約書の取り交わし後に返還するものとする。

２　落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

３　落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときは、機構に帰属させるものとする。

## 第５章　指名競争契約

（指名競争に付することができる場合）

第２４条　会計規則第１７条の規定により指名競争に付することができる場合は、請負契約（政府調達に関する協定に該当するものを除く。）であって、次に掲げる場合とする。

一　契約の種類により、その適正な履行を図るための資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要があるとき。

二　特殊な工事、製造について実績があるものに行わせる必要があるとき。

三　特殊な技術、機械等を必要とする工事等を実施するとき。

四　予定価格が別表第１に定める基準額を超えないとき。

（指名の基準）

第２５条　指名競争において、第６条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、指名基準（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）を準用するものとする。

（競争参加者の指名）

第２６条　機構長は、指名競争に付するときは、競争に参加する者をなるべく十人以上指名しなければならない。

## 第６章　随意契約

（随意契約によることができる場合）

第２７条　会計規則第１７条の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二　緊急の必要により競争に付することができないとき。

三　競争に付することが不利と認められるとき。

四　予定価格が別表第２に定める基準額を超えないとき。
五　国、地方公共団体と契約するとき。
六　外国で契約するとき。
七　競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がないとき。
八　落札者が契約を結ばないとき。

２　前項第７号に規定する随意契約の場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

３　第１項第８号に規定する随意契約の場合は、その落札金額の制限内に限るものとする。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（競争に付することが不利と認められる場合）

第２８条　前条第１項第３号に規定する競争に付することが不利と認められるときとは、次の一に該当する場合とする。

一　現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
二　随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。
三　買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。
四　急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

（予定価格調書の省略）

第２９条　第１２条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

一　法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
二　予定価格が１００万円未満の随意契約で予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるとき。

（分割契約）

第３０条　第２７条第１項第７号及び第８号に規定する随意契約の場合は、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数

人に分割して契約をすることができる。

（見積書の徴取）

第３１条　随意契約によろうとするときには、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

## 第７章　契約の締結

（契約書の記載事項）

第３２条　会計規則第２０条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

一　契約履行の場所

二　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

三　監督及び検査

四　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

五　危険負担

六　かし担保責任

七　契約に関する紛争の解決方法

八　違約金条項

九　その他必要な事項

（契約書の作成）

第３３条　機構長は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として７日以内に契約書を作成しなければならない。

２　随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

（契約書の省略）

第３４条　会計規則第２０条に規定する契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

一　第６条の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が１５０万円を超えない契約を締結するとき。

二　物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して物品を引き取るとき。

三　第１号に規定するもの以外の随意契約について契約書を作成する必要がないと認められるとき。

（請書等の徴取）

第３５条　機構長は、前条により契約書の作成を省略する場合においても、単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等については、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３号及びこれに準ずる契約その他機構長が支障のないものと認めるときは請書の徴取を省略することができる。

（契約保証金）

第３６条　機構長は、契約の相手方を決定したときは、その相手方に対し契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他必要がないと認められる場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

２　第１０条第２項の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

（契約保証金の処理）

第３７条　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

２　契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属させるものとする。

（契約にかかる期間）

第３８条　機構長は、継続して行う物件の買入その他契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、複数年での契約を行うことができる。

## 第８章　監督及び検査

（監督の方法）

第３９条　会計規則第２１条第１項に規定する監督は、監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）が立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

２　監督職員は、機構長の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

（検査の方法）

第４０条　会計規則第２１条第２項に規定する検査の方法は、検査を命ぜられた者（以下

「検査職員」という。）が、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

２　検査職員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を第４２条に規定する検査調書に記載するものとする。

（検査の時期）

第４１条　検査は、相手方から給付を完了した旨の通知を受領後１０日以内に実施しなければならない。

（検査調書の作成）

第４２条　検査職員は、検査を完了した場合においては、第４３条に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。

２　前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

（検査調書の省略）

第４３条　前条に規定する検査調書は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が２００万円を超えない契約に係るものについては省略することができるものとする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

（監督及び検査の委託）

第４４条　機構長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により機構の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、機構の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

（兼職の禁止）

第４５条　検査職員は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

## 第９章　代価の納入及び支払

（代価の収納）

第４６条　機構長は、資産を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

一　官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に貸付等をする場合

二　契約の性質上やむを得ないと認められる場合

（代価の支払）

第４７条　代価の支払は、給付の完了を確認後、速やかに支払い手続きを行うものとす　る。

２　機構長は、契約の性質上前項の規定によりがたいときは、別に支払期間を約定することができる。

３　機構長は、契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

## 第１０章　雑則

（雑則）

第４８条　この規則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１１月１日）

この規則は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月１日）

この規則は、平成１９年１２月１日から施行する。

附　則（平成２０年１１月１日）

この規則は、平成２０年１１月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月１１日）

この規則は、平成２２年３月１１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第２４条関係）

## 指名競争によることができる場合の基準額

| 契約の種類 | 予定価格 |
|---|---|
| 工事又は製造の請負契約 | ５００万円 |
| 財産の買入契約 | ３００万円 |
| 物件の借入契約 | １６０万円 |
| 財産の売払契約 | １００万円 |
| 物件の貸付契約 | ５０万円 |
| 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約 | ２００万円 |

別表（第２７条関係）

## 随意契約によることができる場合の基準額

| 契約の種類 | 予定価格 |
|---|---|
| 工事又は製造の請負契約 | ２５０万円 |
| 財産の買入契約 | １６０万円 |
| 物件の借入契約 | ８０万円 |
| 財産の売払契約 | ５０万円 |
| 物件の貸付契約 | ３０万円 |
| 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約 | １００万円 |